



発行: 公益財団法人国際労働管理財団 (I.P.M.) <http://www.ipm.or.jp/>
東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
TEL: 03-3354-4841(代) FAX: 03-3354-4847

目次

1	DOLAB来訪報告
2	職種の拡大-惣菜職種について
3	建設就労者受入れ事業の紹介
4	ベトナムフェスティバルと日越交流懇親会の後援報告
	担当職員から
	編集後記

DOLAB来訪報告

公益財団法人国際労働管理財団の平成27年度国際交流事業の一環として、同年6月27日(土)より7月1日(水)の5日間、ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会省、海外労働管理局(DOLAB)のMr. TONG HAI NAM (トンハイナム) 副局長を団長とする関係者4名を本邦に招聘しました。

一行は、厚生労働省及び公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)を訪問し、技能実習制度の現状、制度の適正化のための取組み、技能実習制度の見直し等について関係者と意見交換をしました。

また、日本の惣菜分野における生産現場を見学し、意見交換を行いたいとの要望をDOLAB側より受けていましたので、一般社団法人日本惣菜協会にご紹介頂き、株式会社サンデリカ(千葉事業所)への訪問見学が叶いました。

更に、新職種として追加される見込みである介護分野に関しては、公益社団法人全国老人福祉施設協議会にご紹介頂き、社会福祉法人光風会の特別養護老人ホームを見学し、経営者、管理職及び実際に従事しているベトナム介護福祉士候補生の皆さんと意見を交換し、帝京福祉専門学校では、日本の介護福祉専門学校のカリキュラム、学校施設を視察しました。

来訪者からの感想を紹介致します。

「私はEPA看護・介護事業で来日する候補者の募集・選定プロジェクトを担当するメンバーの一人です。介護事業に関わっているベトナム人介護福祉士候補生に会い、実際に実習している施設へ訪問することが出来て、大変嬉しく思います。候補生の働いている現場と労働状況を視察し、候補生に対する訓練制度を深く理解できたと感じております。このI.P.M.の招聘プログラムを高く評価致します。」



◎ プログラム

- 6月27日(土) 午後 東京国際空港着(羽田)
I.P.M.と日程、内容など意見交換
- 6月28日(日) 自由行動
スカイツリーなど都内の観光スポットを各人で散策されたそうです
- 6月29日(月) 午前 法務省入国管理局、厚生労働省
公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)
午後 株式会社 サンデリカ 千葉事業所訪問
ベトナム建国70周年記念 日越交流懇親会 参加
- 6月30日(火) 午前 社会福祉法人 光風会 特別養護老人ホーム光風園
午後 帝京福祉専門学校(介護専門学校)
- 7月1日(水) 午前 公益社団法人 国際厚生事業団
I.P.M.国際労働管理財団 視察成果交流会
午後 東京国際空港(羽田)発 ベトナム ハノイへ帰国



職種の拡大-惣菜職種について



2015年4月1日に、技能実習2号移行対象職種として「惣菜」が追加されたことについて前回お知らせいたしましたが、その後、厚生労働省より詳細が公表されましたので、ご案内いたします。

○惣菜とは？

惣菜とは、そのまま食事として食べられる状態に調理されて販売されているもので、家庭・職場・屋外などの任意の場所（いわゆる中食の環境）で調理されることなく食べられるように、食材を炊く、茹でる、揚げる、炒める、煮る、焼く、蒸す等の加熱処理及び非加熱調理の洗浄・殺菌処理や合（和）える等の調理加工により、衛生的に製造し、**即食可能**な加工食品を言います。

即食とは、水などの素材を加えることなく、また加工食品の物性を変化させるような加熱調理を行うことなく、そのまま食すること、若しくは適温に温める程度で食することをいいます。

○惣菜製造職種で受入れるには

惣菜製造をする場合、食品衛生法に基づく以下の営業許可を受けなければならないため、これらの許可が無い場合は、惣菜製造職種での受入れは認められません。

食品衛生法施行令許可（例）

- ・ そうざい製造業（サラダ、煮物、揚物、焼物等の製造）
- ・ 飲食店営業（弁当、調理パン等の製造）



○設備要件

大量製造用調理機械を使用し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を適用したものであること。
（①及び②、又は①及び③）

①1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設（設備要件にて確認）

設備要件例

茹でる：連続式もしくは固定式茹槽（50ℓ水容量以上）を2台以上

揚げる：連続式もしくは固定式フライヤー（20ℓ容量以上の油槽）を1台以上

注）連続式の場合は1種類以上、固定式の場合は2種類以上所有していることが要件となる

②加熱調理食品の加熱温度管理（標準作業書）に従い、温度と時間の記録を行うこと

③非加熱で調理する食材の洗浄または殺菌の実施記録を行うこと

詳細については、こちらをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/global_cooperation/gaikoku/#main

建設就労者受入れ事業の紹介



建設就労者受入れ事業について

この事業は、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備のために、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る目的で設けられた、2020年度（2021年3月31日）までの時限制度となります。3年間の技能実習を修了した実習生は、既に帰国した実習生も含め、「建設就労者」として再入国・勤務することが可能となりました。I.P.M.は、本事業へ参入するための許可を取得しています。元建設関係実習生を再度雇用したい場合は、是非、ご相談ください。

●継続して受入る場合の流れ



●再入国させて受入る場合の流れ



受入れ可能職種

さく井／建築板金／建具製作
 冷凍空気調和機器施工
 建築大工／型枠施工／鉄筋施工
 とび／石材施工／タイル張り
 かわらぶき／左官／配管
 熱絶縁施工／内装仕上げ施工
 サッシ施工／防水施工
 コンクリート圧送施工
 ウェルポイント施工／表装
 建設機械施工／
 鉄工／塗装／溶接

Q: 受入れ期間は？(最長)

A: 現在実習中の実習生 2年間
 帰国後1年未満の者 2年間
 帰国後1年以上の者 3年間

※2021年3月31日までは帰国しなければならないので、再入国時期は逆算して設定。

Q: 受入れ企業の条件は？

A: ①2号実習生の、2年間の受入れ実績がある
 ②建設業法第3条の許可を取得している
 ③不正行為の認定を受けていない(過去5年)

Q: 受入れまでのスケジュールは？

A: 目安は、お申し込みから最短3ヶ月程度
※審査状況により変動

IPMへお申込み ⇒ 国交省へ適正監理計画を提出
 ⇒ 入国管理局へ在留申請
 ⇒ 現地大使館へビザ発給申請

☆入国後、即時配属が可能です☆

Q: どんな実習生でもいいの？

A: 3年間の建設分野の実習を満了した実習生。他の建設企業、他の監理団体で受け入れていた元実習生を受入れることも可能。(同職種・作業に限る。)

Q: 受入れられる人数は？

A: 常勤従業員数と同数まで可能。
 (社会保険加入者＋常勤役員。
 ただし、技能実習生と建設就労者は除く。)

Q: 雇用条件等は実習生と同じ？

A: 実習生時よりも高い給与。
 建設業務経験3年程度の日本人社員と同水準以上。

その他、基本的には実習生受入れと同様で、労基法を守って受入れていただきます。

Q: 再入国費用と帰国費用は？

A: 入国費は受入れ企業負担
 帰国費は基本的には建設就労者負担ですが、建設就労者が支弁できない場合、企業が負担する必要があります。

※建設就労終了時

詳細やご不明点は、I.P.M.へお問い合わせください。

ベトナムフェスティバルと日越交流懇親会後援のご報告

○ベトナムフェスティバル

6月13日・14日の両日、東京の代々木公園イベント広場で開催されたベトナムフェスティバル2015に出展するJIFA(日本国際親善協会)等と連携して出展しました。

昨年はデング熱の流行の恐れがあったためフェスティバルが中止となりましたが、今年は史上最高の18万人の参加を得て楽しく盛大に開催されました。ブースでは、財団の活動紹介を行うと共に、イベントを通じて子供連れの皆さんとも楽しく交流しました。

今年は首都圏のベトナム人技能実習生の皆さんも、実習実施機関の企業の方と一緒にブースに訪問し、フェスティバルの雰囲気を楽しみました。お忙しい中、足をお運び下さりありがとうございました。

ベトナムフェスティバル (左下) 出展ブースの様子



○ベトナム建国70周年 日越交流懇親会

6月29日 建国70周年を迎えるベトナムをもっと知ろう～経済、人材、教育、文化の日越交流の発展をめざして～と題する日越交流懇親会の後援を致しました。

実習生受入れの企業様からも多数ご参加いただき、(株)エヌチキン様、コーサーエンジニアリング(株)様からは、協賛品のご提供をいただきました。ここに皆様のご厚意に厚く御礼申し上げます。

当日は、駐日ベトナム大使館からゲン フォン ホン公使、青柳陽一郎ベトナムフェスティバル実行委員会事務局長・衆議院議員、訪日中のベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働管理局の皆さんはじめベトナムとかかわりのある各界の皆様の交流を図ることができました。

(右下) イベント舞台の様子



担当職員から

入団して今年で2回目の夏季を迎えます。あっという間に1年が過ぎてしまいました。この1年間で初めて来日する実習生を迎えてその中に1年間実習で満了帰国する実習生を数日後に見送ることになりました。帰国してどんな扉が開くでしょうか。

当然その扉は同じ光景を見せるとは限りません。夢で見たものを叶えるかどうかは自分次第だと思います。残念なことに母国でみた夢の光景は日本での現実と違い、目の前にあるものに誘惑され、一番短い道を進んでしまい、万引きや失踪などの罪を犯してしまうこともあります。

法律違反を犯した実習生を待っている扉の光景は、決していいものではありません。警察に捕まって強制帰国され、万引き者や失踪者レッテルが貼られてどこに行ってもいい仕事が見つからないのです。

その罪から、自身が悪影響を受けるのはもちろん、家族にも与えてしまいます。悲しい極まりに病気になり倒れるご両親もいるとのこと。

それに反して実習期間を満了してさらに技能実

習の間に日本語勉強もして日本語能力試験N2の資格を得た実習生も少なくありません。その実習生は帰国して当然素晴らしい光景が満ちる扉が待っていて良い将来があるに違いないでしょう。実際に多くの実習生は日本で学んだことと自分が努力してとった資格で母国に帰って日系企業で働き、良い生活を送っていると聞きました。

家族を離れてよその国に行って言葉の壁に直面し、異文化に慣れるなどいろんな困難を乗り越えることはとても大変だと思いますが、頑張れる人は、将来必ず報われると信じています。

(東京本部・TRAN THI THU HIEN)

編集後記

6月から7月にかけて、I. P. M. はいくつかのベトナムとの交流事業を立て続けに行いました。特に、DOLABの招聘事業では、これから門戸が開かれようとしている惣菜と介護分野での視察をメインに日本の現状をご紹介致しました。

もう数カ月を経た後、この分野での実習生の受入が実現するかもしれません。

どのような夢を抱いて来日するのでしょうか。(前)